

「四国八十八箇所霊場と遍路道」の 世界遺産登録には どうすれば良いのでしょうか？



宍戸 栄徳

香川大学名誉教授
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク
事務局長)

Harunori
Shishido

1

今年の9月1日に四国4県の一行がスペインを訪れました。サンティアゴ巡礼路と四国遍路の交流協定をそれぞれの関係自治体であるガリシア州と四国4県が締結するためです。香川県からは浜田知事と辻村県会議長をはじめとする県議団のみなさんが参加されました。私は「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会の「受入態勢の整備」部会の一員として参加しました。

実際は、部会の一員であるよりもサンティアゴ巡礼路と四国遍路との交流を私が所属するNPO法人遍路とおもてなしのネットワークが行っていることから、その交流の一環あるいは延長と言う側面もあります。

今回のスペイン訪問の最大の目的である協定調印の様子は新聞、TVなどで報道されご存知の方も多いと思います。調印はガリシア州政府庁舎で、ガリシア州首相と四国側は浜田香川県知事が代表して行いました。

2

調印式の後には巡礼と遍路に関するシンポジウムが開催され四国からは浜田知事と愛媛大学の胡(えべす)教授が発表を行いました。翌2日にはサンティアゴ巡礼路の巡礼体験が開催され、他のメンバーと一緒に私も参加しました。

ガリシア州のシャコベオという巡礼のいろいろな問題に取り組んでいる組織の館長が案内し、既に世界遺産登録がなされているサンティアゴ巡礼路の取り組みを話してくれました。

印象的だったのは「自分たちは世界遺産に登録される前からシャコベオの予算を使って巡礼宿(アルベルゲ)を建設するなど巡礼者のための施策を数多く行ってきている。」ことでした。「そのような努力が実って巡礼者の数も増え、その結果世界遺産にも登録された。」と話されました。

日本では富士山の世界遺産登録後急激に登山者が増えたような例から、世界遺産に登録されることが来訪者の増加につながると考えられているし、私も漠然とそのように想像していましたが、実際の因果関係はむしろ逆だったようです。

3

この話を聞いて思い出したのが1988年に瀬戸大橋が開通したことです。瀬戸大橋の開通により四国にバラ色の世界が待っているように考えていた人も少なくないと思います。現実には甘くはありませんでした。四国霊場の場合も同じことが起きる恐れがあるのではないのでしょうか？世界遺産に登録されればすべてがうまくいくと期待し、何の準備もしていないのではないのでしょうか？

瀬戸大橋の場合、当時の日本の技術力・経済力を考えれば着工から10年たてば完成することは確実に予想できました。けれどもその10年間に瀬戸大橋活用の有効な対応策を建てて実行できたのでしょうか？

四国遍路の世界遺産は何年たてば確実に実現するというような簡単なことではありません。ずっと実現しない可能性すらあります。そのような漠然とした目標をあてにして、「世界遺産になったら何か良いことがありそうだ。」では瀬戸大橋の時の反省を生かすことができません。ガリシア州を見習って、世界遺産に登録されるにふさわしい四国遍路の在り方を今一度考える必要があるでしょう。

4

それでは何をすればよいのでしょうか？この原稿を執筆しているときにも、私たちのNPOを頼って歩き遍路をしている外国人が4名います。彼らが共通して心配するのは道を間違えずに歩けるだろうか、宿泊施設にちゃんと泊まれるだろうか、食事のメニューが分からないなどです。

さらに、今回は途中で体調不良を訴えて助けを求めてきた人もいました。彼らは日本語が十分に話せないの、自分の母国語、せめて英語の通じる医療施設を求めています。このようなことにある程度対応できるようにしないと世界中の人に来てもらうのは難しいように感じます。彼らは日本の文化、その中で四国遍路を体験し理解したいと考えています。世界遺産を目指すには、彼らの要望に応えられるようにこのようなことに地道に対応していく必要があると考えています。

中央会だより 1

小企業者組織化特別講習会(マイナンバー制度)を開催

本会は10月6日、ホテルパールガーデン(高松市)において小企業者組合役職員等142名が出席し、小企業者組織化特別講習会としてマイナンバー制度の講習会を開催しました。

10月から各個人宛にそれぞれの番号「マイナンバー」が通知され、来年1月からは社会保障・税・災害対策の分野で番号の利用がスタートすることに先立ち、基礎編と応用編に分け開催されたもので、研修会では、マイナンバー制度運用までに事業所としてどのように整備しておかなければならないか、諸規程の見直しや全従業員への周知、情報管理システムなどについて、社会保険労務士の佐藤秀樹講師より説明がありました。



▲佐藤秀樹講師

重要点として、基

礎編では従業員への周知、就業規則の変更や関連規程の作成、本人確認の実施と安全管理措置の構築など事業者がしなければならない業務について、応用編では、業務フローに基づきマイナンバーの「取得」「登録」「管理」「廃棄」など実務担当者に求められる業務について、具体的に説明がありました。企業規模や従業員数に関係なく導入されることから出席者は熱心に受講していました。



▲会場の様子

中央会だより 2

特定退職金共済制度ご加入のおすすめ

従業員の安心と定着のための退職金制度です。

<制度の特色>

1. 掛金は全額損金または必要経費です。

- ・法人の負担した掛金は、全額損金に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)
- ・個人事業主が負担した掛金は、全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。(所得税法施行令第64条)

2. 魅力ある給付

- ・この制度は会員事業主の皆さまが集まって行うものですから、個々の事業所単位で退職金積立制度を行う場合に比べ魅力ある給付となっています。
- ・死亡退職の場合には、退職一時金に一定額が加算されます。

3. 労務対策としても好適

- ・退職金確保により従業員の勤労意欲の向上が図れます。
- ・企業によって大切な優秀人材の確保に寄与します。
- ・企業への帰属意識が高まり、従業員の定着率の向上が図れます。

4. 国の制度(中小企業退職金共済制度)との重複加入も可能

- ・現在、中小企業退職金共済制度に加入されている方も重複加入が可能です。
- ただし、他の特定退職金制度との重複加入はできません。

詳しくは、香川県中央会総務企画部(TEL:087-851-8311)までお問い合わせ下さい。

FROM青年部 1

青年中央会四国ブロック交流会を開催

10月2日、香川県中央会研修室にて四国ブロック交流会が開催され、四国4県並びに全国中小企業青年中央会の役員ら24名の出席がありました。

金井芳臣四国ブロック会長の挨拶の後、庵治石開発協同組合太田元理事長より、「世界に誇る銘石 庵治石～採石・加工・その可能性～」をテーマに、香川県を代表する庵治石の採掘方法や成果物の説明、今まで捨てていた「ズリ石」の有効な活用方法について講演いただきました。

続いて、採石場（丁場）のある庵治町・牟礼町へ移動。大丁場を管理している（株）オオクボエンタープライズ大久保一彦社長より、庵治石の歴史等説明をいただいた後、地元石材事業者の加工技術を活かした商品開発を行っている「AJI PROJECT」メンバーと懇談を行いました。

その後、研修室に戻りブロック会議を開催。谷岡昌宏全国中小企業青年中央会会長の来賓挨拶に続いて綱領を全員で唱和し、議題に入りました。会議では、四国各県青年中央会の取り組み状況の発表や全国青年中央会役員会報告が行われ、活発な意見交換がなされました。

また会議終了後には交流懇親会が開かれ、OB多数参加のもと終始和やかな雰囲気盛会のうちに終了しました。



▲交流会の様子



▲「AJI PROJECT」メンバーと懇談の様子
(於:Remzaレムザ)

FROM青年部 2

青年部全国講習会に参加

9月11日（金）、島根県松江市にて「組合青年部全国講習会」が開催され、全国から青年部関係者及び事務局担当者ら約250名、本会からは役員、事務局の3名が参加しました。

講習会に先立ち開催された「全国代表者会議」では、6月の山形総会にて選出された岡山県・愛媛県・佐賀県の3県代表者が事業詳細を発表。団体の活性化に積極的に取り組んでいる姿勢は、本会青年部の今後の事業活動において大変参考となるものでした。

講習会では、「JR西日本による地域活性化の取り組み」と題し、『地域共生企業』をキーワードとしたJR西日本の地域連携事業の説明をいただきました。その後、「島根の伝統文化」をテーマにした講演、「石見神楽・八岐大蛇」が披露されました。

また、“街を知る試み”として、カラコロ広場にて乾杯、歓談の後、商店街周辺にてブロックに分かれての懇親会が行われ、盛会のうちに終了しました。



▲会場の様子



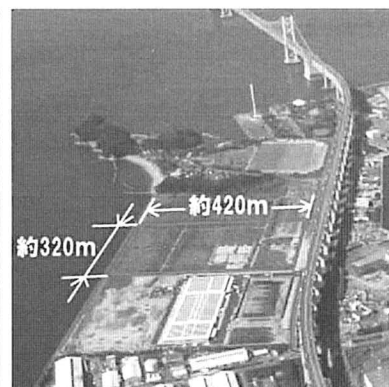
▲“石見神楽・八岐大蛇”

お知らせ 1

香川県からのお知らせ

番の州臨海工業団地

分譲のご案内



区画割りを調整・決定するため、分譲申込に先立ち、立地希望動向調査を実施します。

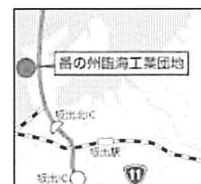
調査要領の配布：27年10月5日～11月30日 回答書類の提出：27年12月1日～12月28日

分譲地の概要

- 所在地 坂出市番の州町18番1（地目：宅地）
- 分譲総面積 132,000㎡（約4万坪）程度
- 分割分譲 概ね66,000㎡（約2万坪）以上
他の申込企業との調整が可能である場合は概ね33,000㎡（約1万坪）以上
- 分譲価格 不動産鑑定価格 ※ 参考：隣接地分譲価格10,500円/㎡（26年4月時点）
- 都市計画 工業専用地域
- 利用条件 用途は原則、製造業の生産施設や流通業の物流施設とします。

※ 調査に回答しなければ分譲の申込みをすることはできません。

かがわ企業立地ガイド 検索



お問い合わせ
調査要領配布
書類提出先

香川県 商工労働部 企業立地推進課（香川県庁東館6階）

☎ 087-832-3356, 3357（直通）

うどん県 香川県

お知らせ 2

【国からのお知らせ】12月1日～7日は「国家公務員倫理週間」です！

国家公務員倫理審査会では、12月1日から7日までを「国家公務員倫理週間」に設定し、公務員倫理に関する各種啓発活動を行うこととしています。

皆様もこれを機に、「公務員倫理」をちょっと覗いてみませんか。

企業の皆様と国家公務員が接触する際、国家公務員には一定のルール（倫理法・倫理規程）があります。

契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける者などの「利害関係者」との間で、例えば、金銭・物品の贈与や供応接待を受けることなどが禁止されています。

供応接待については禁止、と言っても、全面的に禁止されているわけではありません。

国家公務員が利害関係者と「割り勘で」又は「国家公務員が多く負担して」飲食することは可能です。

しかし、利害関係者の負担がわずかでも多ければ、国家公務員は供応接待を受けたこととなってしまいます。

皆様の「ちょっとしたお気遣い」が、結果として違反行為を招いてしまうこともあります。

その他にも様々な禁止行為・行為規制があります。

詳細は、国家公務員倫理審査会ウェブサイト（<http://www.jinji.go.jp/rinri/>）をご参照下さい。

なお、国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

◆公務員倫理ホットライン◆

【電話】03-3581-5344（土・日・祝日を除く、9:30～18:15）

《担当》国家公務員倫理審査会事務局

【URL】<http://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.htm>

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

※通報された方々の氏名等は窓口限りにとどめられます。

電話（代表）：03-3581-5311

香川県からのお知らせ

『必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も』

香川県最低賃金

時間額 **719 円**

平成27年10月1日から！

※産業によっては、これとは別に特定最低賃金が定められているものがあります。

最低賃金に関するお問い合わせ先

香川労働局労働基準部 賃金室

電話 087-811-8919

11月1日～30日は、労働保険適用促進強化月間です。 「1人でも雇ったら、労働保険の加入手続きが必要です。」

労働者（パート・アルバイトを含む）を1人でも雇えば、原則として業種・規模の如何を問わず、事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

詳しくは、香川労働局労働保険徴収室（電話087-811-8917）又は、
最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所までお問い合わせください。

ご存じですか？「無期転換ルール」 ～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備～

平成25年4月から労働契約法の改正により有期労働契約が5年を超えて繰り返し更新された場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するルール（無期転換ルール）が定められています。

無期転換ルールの導入が円滑に進むよう、早めの準備をお願いします。

（問合せ先）

香川労働局労働基準部監督課 TEL 087-811-8918

香川労働局



<http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhiw.go.jp>

景況は実需の急速に縮小により 予断を許さない状況

2015年9月

9月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-27.1ポイントで前月調査の-10.4ポイントから16.7ポイントの悪化となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-18.8ポイントで前月調査の-14.6ポイントから4.2ポイントの悪化、収益DI値は-27.1ポイントで前月調査の-18.8ポイントから8.3ポイントの悪化となり前月と打って変わって主要3指標全てで悪化となった。天候不順や物価上昇による倏約志向の高まりが実需を低迷させており、また労働力不足・人件費の負担増といった雇用環境も相俟って、先行きは予断を許さない状況にある。

香川県内の業種別DI値の変化（対前年同月比）

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製 造 業	食料品									
	繊維・同製品									
	木材・木製品									
	印刷									
	窯業・土石製品									
	鉄鋼・金属製品									
	一般機器製造業									
	輸送用機器									
	その他									
非 製 造 業	卸売業							—		
	小売業							—		
	商店街							—		
	サービス業		—					—		
	建設業		—					—		
	運輸業		—					—		
	その他		—					—		
DI値(当月)		-18.8	2.7	8.3	-4.2	-27.1	-12.5	-8	2.1	-27.1
DI値(前月)		-14.6	0	-2	0	-18.8	-10.4	-4	4.2	-10.4

好 転	やや好転	変わらず	やや悪化	悪 化
30以上	10～30未満	10未満～▲10	▲10超～▲30未満	▲30以上

DI(ディフュージョン・インデックス)・・・前年同月と比較した企業の景況感を示す業況判断指数

計算式: (「増加」「好転」した組合数 - 「減少」「悪化」した組合数) / 有効回答組合数 × 100

※ただし、在庫総数についてはDI値マイナスの場合には好転、プラスの場合には悪化の方向とします。

※中央会では、県内の地区・業種を代表する中小企業組合の役職員(19業種、48名)を情報連絡員として委嘱しており、本調査報告は、連絡員からの景況報告をもとに毎月集計しております。

業界情報

【食料品】

- 10月期の外国産小麦の価格改定があり、パン用、麺用等平均で5.7%の値下げとなりました。業務用小麦粉価格については、おつて製粉会社から発表されますが、年明けから値上げされることになります。(製粉製麺)
- 出荷高は前年同月比の102.6%。(調理食品)
- 将来に向けた議論が進みだしている。食品の軽減税率やTPPの農産物関税交渉などの動向に注目していきたい。また、直近ではシルバーウィークの行楽消費などに期待していたが、まだまだ他の大型連休と比較すると期待された消費には届かなかったようだ。(冷凍食品)
- 組合員の業況は堅調に推移しているものと推察される。当組合も上半期決算の状況は出荷量においては前年同期比100.5%程度で推移しているものの、製造経費等固定費が前年同期の数値以上となっており、収益面では厳しい結果が予想される。企業は人、物、金の三者の有機的な結合により成果が期待できるが、どの生産要素が欠落しても好結果が期待できない点に運営の難しさがある。(醤油)

【繊維・同製品】

- 冬物手袋は一昨年、昨年の販売不振による流通在庫が多く、本年冬物の生産に影響を落としている。受注状況も小ロット、多品目と厳しく、また消費者の購買マインドの変化が見られ、寒ければ売れる時代は終わったように思われる。(手袋)

【木材・木製品】

- 7月・8月頃から出荷数が減少のため、9月・10月の資金繰りが悪化。箱物家具、机類とも大幅な受注減。(家具)
- 全般的にやや明るい兆しが見える。製材は原木入荷、製品出荷ともに少し増加。市場は荷動きがやや堅調になった。プレカットは昨年並みの状況に回復している。(製材)
- 首都圏では消費税増税前に発生した駆け込み需要の反動減が和らいだことにより新設住宅着工数は対前年比で6ヶ月連続で増加しているが、地方の業況は大きな変化はない。(木材)

【印刷】

- 売上面ではシルバーウィークの休日が多い中で前年度実績ではクリアするも顕著な増加には至らない状況です。コスト面では紙の値上げ以来、少し下げ気味で推移しているがインクについては、値上がり気味です。(印刷)

【窯業・土石製品】

- 地区内の需要が対前年比で大幅減となっている。下期の需要もあまり見込みがない。市況のアップが今後の課題で、他の地域との連動した取り組みが必要となる。(生コンクリート)
- 秋の彼岸で繁忙期にあるはずの9月も受注は増加せず、終わってしまった。最近マスメディアに取り上げられる「墓じまい」の流れに影響されている感がある。(石材加工)

【鉄鋼・金属】

- 取引先がどの産業に属しているかで受注量も異なるようである。それぞれに繁忙期もあり、その時点でいかに稼働かが重要ポイントである。(鍛金)

【一般機器】

- プラント機器の製造は領域沿岸の保全整備事業の需要により、海上港湾設備用製品の製造・据付が新たな工事として徐々にではあるが動き出した。引き続き設備用の熱交換器は円安の好影響により中国、韓国向けの受注が順調で当面の仕事は確保し、価格面においてもこれまでと比べ若干上積みされた単価である。造船関連機器製造業は一時の落ち込みから脱し当面の仕事を確保し、受注単価はほぼ前年並みである。これまでの受注は好調であったが中国経済の先行き不安や資源安に伴うばら積み船の過剰感の影響から新規受注は減少してきた。造船業及び同関連機器製造業は今後の景気動向によっては中国、韓国との受注競争の展開がより厳しくなることが予想される。建築用鉄骨の下請け加工業は、本年上期から徐々に仕仕事が増え、昨年同期に比べ大幅に仕仕事が増加している。特に地場産業の発注工事だけに留まらず県外からの仕事が増え、ここ数ヶ月はフル生産が続くことになる。産業用機械製造メーカーは引き続き海外での資源関連の需要で販売は好調に推移し、国内では震災復興・復旧需要の増加で建設クレーンの生産は前年同期並に推移している。産業用機械部品の中小加工業は大手メーカーの業績好調により引き続き生産量を伸ばしており、価格についても上昇している。(一般産業用機械・装置)

【輸送用機器】

- 安定操業で順調に推移しており、特に変化はありません。(造船)

【その他製造業】

- 各組合員とも来期の展望が見えない状況と感じられる。(回廊)
- 例年9月からは家具調こたつ座卓のサンプル商談が入るが今年は前半の暑さが残り、スタートが遅れて売上げが減少した。小物漆器もデパート等の記念品需要が低調である。(漆器)
- 9月の業況は8月からの忙しさが9月半ばまで続きました。9月後半には少し落ち着いてきました。組合の収入源である官公庁関係の入札が落札できず組合にとって大きな痛手となりましたが、次の落札に期待しています。(綿寝具)
- 【小売業】
- 野菜の高騰、品不足、悪天候、大型連休等商売の条件が悪化する。(青果物)
- 9月に入り小売価格が低下し全国平均に近い価格で推移したことにより、収益状況は悪化した。今秋に坂出市に業転玉(業者間転売品)を使った安売りの県外業者が進出する予定のため、坂出地区を中心に価格競争が見込まれ、小規模店の経営は苦しくなると予想される。(石油)
- お盆をはさんで気温が下がり、季節家電の動きが止まった。プレミアム商品券による買い物の増加に期待しているも、これといった動きは見られない。家電販売店は年末商戦に向けての準備月といったところ。(家電)

【商店街】

- 思いがけず金融不安から来る株安の状況が続いており、景気の先行きに影を落としている。今のところ来街者数や売上げに大きな影響はないが、フォルクスワーゲンの問題等も続いており、日本経済にとっても試験の時と言える。プレミアム商品券の効果も一部にはでているが、消費者の財布のヒモは依然として固い。TPP妥結による良い経済効果に期待している。(高松市)
- 9月の大型連休(シルバーウィーク)は晴天に恵まれ郊外型になったようです。商店街もイベントで盛り上げていたようです。町内の古天神祭の日は多くの人出が見られましたが連休明けは人通りも少なく、どの業種も厳しいようです。とくや券も売れ残り、商店街での買い物は魅力がないのでしょうか。(高松市)
- 空き店舗数は増えていないが、空き店舗2店が駐車場になった。(坂出市)
- 消費者の財布のヒモがとにかく固いと感じる。誰も生活が守りに入っている。毎月のように廃業する店が出ている。(丸亀市)

【サービス業】

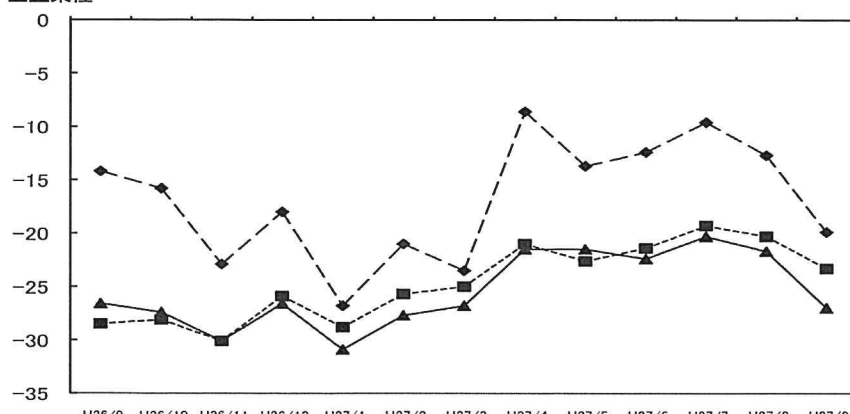
- 忙しいという組合員もいれば、変化がないという組合員もいて今ひとつ景況感が掴みづらい。互町フラッグ等大規模な案件に携わっている組合員は忙しいというところだろうか。(ディスプレイ)
- 月は、前年同月より13%アップであった。昨年から厳しかったので通常に戻った感である。平成元年の瀬戸大橋開通に合わせて新築したホテルが大きくリニューアルのタイミングに入っている。全国チェーンのホテルの台頭に対抗するために戦力を増強しなければならないが、そのための投資が大きく、苦戦中である。(旅館)
- 規制改革に関して厚生労働省健康局長通知により美容所での男性カットを行える事が明確化された。美容事業拡大のため全美連主導で47都道府県において一斉に訪問出張美容、まつ毛エステの講習会が開催されている。(美容)

【運輸業】

- 平成26年4月からの消費税率引き上げを運賃転嫁したことにより、乗り控え傾向が依然として続いている。地方の景気回復の遅れとも相俟って運送収入、輸送量人員とも減少傾向にあり、非常に厳しい経営状況にある。また、乗務員不足が深刻化しており高齢乗務員が退職した場合の事業継続が心配されている。(タクシー)
- 平成27年8月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は6.1%増となり、対前月比では8.9%減となった。また、8月分利用車両数の対前年同月比は6.3%増となった。(トラック)
- 荷動きは比較的順調だが、大きく伸びていない。しかしながら昨年対比ではシルバーウィークの休日の並びが影響し、稼働日数が下がった。50輛も保有していれば1日の売上げは大きく違ってくる。燃料価格の動向として新聞・テレビではガソリン価格で報道されているが、今も値下がり又は据置程度で推移している。軽油価格も同様の動きで業界にとっては喜ばしい状況が続いている。人材の確保についてはこの会社も難しいらしい。(貨物)

全国集計による主要3指標(DI)の推移(対前年同月比)

■全業種



※集計結果は、本会ホームページ上で
もご覧になれます。

<http://www.chukai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

独立行政法人日本貿易保険(NEXI)と連携し、「NEXI貿易保険付債権譲渡担保融資」制度の取扱いを行っています。

【『NEXI貿易保険付債権譲渡担保融資』制度】

貸付対象者	以下の2点を充足される方 ①NEXIの貿易保険が付保された輸出代金債権を保有する法定中小企業 ②商工中金の株主となって頂いている中小企業団体とその構成員の皆様 ◆中小企業等の皆さまで、現在中小企業団体の構成員になられていない方は最寄りの商工中金各支店にご相談下さい。			
貸付形式	手形貸付	資金使途	運転資金	貸出通貨
貸付条件	【貸付金額】(日本円)輸出代金債権額を上限 (米ドル)100千ドル以上、且つ、輸出代金債権額を上限とする 【利率】当金庫所定の利率 【利払方法】(日本円)一括前払い、(米ドル)一括後払い 【貸出期間】担保とする輸出代金債権の決済期日とする(原則1年未満) 【償還方法】期限一時			
担保	①債権譲渡禁止特約がない輸出代金債権 ②NEXI貿易保険保険金請求権			
保証人	必要に応じて提供いただきます			
その他	融資に際しては当金庫の審査が必要となります。審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、予めご了承下さい。			

なお、詳細につきましては、商工組合中央金庫 高松支店までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

株式会社商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0028

高松市鍛冶屋町3番川住友ビル1階

TEL.087-821-6145

FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 融資制度のご案内 ●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○創業支援貸付利率特例制度の概要(国民)

融資対象者	創業前および創業後1年以内の方
資金使途	各貸付制度に定める資金使途
融資限度額	各貸付制度に定める融資限度額
融資期間(据置期間)	各貸付制度に定める融資期間及び据置期間
利率	「各貸付制度に定める利率-0.2%」。 ただし、次のいずれかに該当する方については、「各貸付制度に定める利率-0.3%」 1 女性または若年者(30歳未満) 2 Uターン等により地方で創業する方

○新事業活動促進資金の概要(国民、中小)

融資対象者	「経営革新計画」の認定を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、経営多角化、事業転換などにより、第二創業を図る方など ※事業承継を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)を図る方または新たな取組みを図る方を追加
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】7,200万円(運転資金は4,800万円) 【中小企業事業】7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)
融資期間(据置期間)	設備資金 20年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(3年以内)
利率	基準利率 ただし、一定の要件に該当する方については、利率を低減 ※事業承継を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)を図る方または新たな取組みを図る方については、「基準利率-0.65%」(中小企業事業のみ2億7,000万円上限(運転資金は2億5,000万円上限))

○HACCP資金(食品産業品質管理高度化促進資金)の概要(農林)

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者(協同組合等を含む)
資金使途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用(特別の費用等) (指定認定機関の認定を受けた高度化計画または高度化基盤整備計画に基づく事業)
融資限度額	事業費の80%以内または20億円のいずれか低い額
融資期間(据置期間)	10年超15年以内(うち3年以内)
利率	ご融資額 2億7千万円以下 0.35~0.55%(※) 2億7千万円超 0.50~0.70% (H27.10.26現在) (※)資金使途により2億7千万円超の金利が適用になるケースがあります。

〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 (URL:<http://www.jfc.go.jp>)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

組合運営Q&A

Q. 持分の払戻しについて。

(1) 法定脱退者の持分払戻請求権の時効進行時期について

中小企業等協同組合法21条には、脱退者の持分払戻請求権は、脱退の時から2年間行使されない場合は時効となる旨の規定があるが、組合員の解散・死亡等による、いわゆる法定脱退の場合は、その事由が発生した時から時効が進行するものと考えてよい。

(2) 持分払戻方法を変更した場合の新定款の効力について

脱退者に対する持分を全額払い戻す旨の定款規定を出資額限度に改めるための臨時総会が適法に開催され、議決が有効委成立し、当該事業年度にこの変更申請が認可された場合において、次の者に対する持分の払戻しに関する定款の適用については、各々次のように解釈するが適当か。

- ①臨時総会で反対を唱え、容れられなかったため脱退を予告した組合員
- ②死亡等による法定脱退者

A. (1) 解散等による法定脱退に場合は、その事由が発生した時にその組合員は、当然に脱退することになる。したがって、持分払戻請求権もこの脱退事由の発生時(脱退時)に発生する。

しかしながら、持分の価額は、事業年度末における組合の財産によって算定することとなっている(第20条2項)ので、持分払戻請求権は、この持分が算定された後に行使されることになる。

つまり、法定脱退の場合も自由脱退の場合と同様に、事業年度末まではこれを行行使することができないこととなっている。

このようなことから、法定脱退者の持分払戻請求権の時効も自由脱退者と同様に事業年度末から進行するものとする。

- (2) ①自由脱退の場合は、脱退を予告した組合員といえども事業年度の終了日まで、組合員たる地位を失っていないし、組合に対する権利義務も他の組合員と同様に有しているものであるから、年度途中で変更のあった場合でも、変更後の定款によって持分の払戻しを行うこととなる。
- ②死亡等による法定脱退の場合は、組合員の意思にかかわらず法定された事由に該当するに至ったとき法律上の効果として直ちに脱退せざるを得ず、組合員たる地位及び権利を失うのであるから、持分の払戻しはその脱退の時点において効力を有していた定款に準拠すべきであると解する。

中小企業大学校 研修の御案内

●お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構近畿本部

中小企業大学校関西校

兵庫県神崎郡福崎町高岡

TEL.0790-22-5931

タイトル 女性管理者のためのマネジメント講座

○日 時 平成28年1月26日(火)～1月28日(木)【3日間】

○会 場 中小企業大学校 関西校

○対 象 者 女性新任管理者(新任課長、その候補者)

○受 講 料 31,000円(税込)

○定 員 30名

○研修のねらい

女性がその特有のセンスや個性を活かし、職場の部下やチームの先頭に立つリーダーとして活躍することは、職場を活性化させ自社の成長の大きなプラスにつながります。そのためには女性リーダーが組織において求められる役割と能力を自覚し、自ら積極的にステップアップに取り組むことが求められます。

この研修では女性リーダーがイキイキとした職場作りを推進していくために求められる役割や視点を理解した上でマネジメントスキルの基礎知識や具体的な実践法を学びます。また、自己のステップアッププランを作成します。

※詳細情報

<http://www.smrj.go.jp/inst/kansai/list/details2015/090717.html>

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書 名	著 者	出版社/定価
1	陽気なギャングは三つ数えろ	伊坂 幸太郎	祥伝社/907円
2	大世界史～現代を生きぬく最強の教科書～	池上 彰・佐藤 優	文藝春秋/896円
3	大放言	百田 尚樹	新潮社/821円
4	空海	高村 薫	新潮社/1,944円
5	新しい道徳 ～「いいことをすると気持ちいい」のはなぜか～	北野 武	幻冬舎/1,080円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

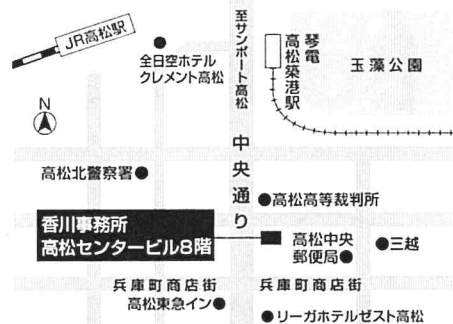
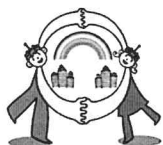
TEL.087-851-1011

ご利用時間

9:00~17:00

FAX.087-851-1014

（土・日・祝日は除く）



URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/> E-mail kagawa-j2@sangyokoyo.or.jp 左記のセンターホームページでは求人情報を提供しています。